

平成25年度第7回

大阪府都市計画公聴会 速記録

「東部大阪都市計画道路の変更」（村野神宮寺線の廃止）について

- 1 と き 平成25年10月30日（水）
午後1時30分開会～午後1時55分閉会
- 2 と ころ 大阪府咲洲庁舎44階 大会議室
大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
- 3 対象市町村 交野市
- 4 出席者
(1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 高階 宏
(2) 公述聴取者 行政関係者、住民
(3) 公述人
1人

〔開会〕

【司会（森元補佐）】 皆さま大変お待たせいたしました。ただ今から、平成25年度第7回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課の森元と申します。どうぞよろしく願いいたします。公聴会の開会にあたりまして、皆様にご協力をお願いしたいことがございます。

まず、この建物は禁煙となっておりますので、お煙草はご遠慮願います。

次に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、大阪府都市整備部総合計画課参事の高階が議長として担当いたしますので、よろしく願いいたします。

〔公聴会に関する説明〕

【議長（高階参事）】 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課参事の高階と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、開会にあたって公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。本日、公述の対象となる都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成したものです。これらの原案をもとに皆様方のご意見をお伺いして都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて、公聴会を開催することとしております。

本日は、去る10月7日から10月21日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をしていただいた1名の方にご意見を述べていただきます。

次に、公聴会の進行についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

最初に、今回公述の申出がありました1件の都市計画の原案の概要について総合計画課の担当からご説明いたします。この説明が終わりましたら、この都

市計画の原案についての公述を行っていただきます。

公述に際しましては、私が公述をしていただく方の番号をお呼びしますので番号を呼ばれましたら、壇上の公述人席まで来ていただき、公述していただきますようお願いいたします。公述の内容につきましては、公述の申出のときに提出いただきました要旨に従っていただきますようお願いいたします。公述の申出をいただいた都市計画の案に関係がない内容については、公述することはできませんので念のため申し添えます。

公述を行う時間につきましては、既に通知してありますとおり、今回は30分以内とさせていただきますので、時間厳守をお願いいたします。終了の5分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了していただき、元の席にお戻りください。

なお、公述時間は30分以内ですので、必ずしも30分間公述していただく必要はありません。

最後に、公述人ほかご来場の皆様をお願いを申し上げます。本日の公聴会は、意見を述べていただく場で、質疑応答を行う場ではありません。法令の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみに公述をしていただくことになっております。

皆様方には、声を出したり拍手したりするなどの行為は慎んでいただきますよう、くれぐれもお願い申し上げます。もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言、あるいは行為があった場合には、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づき、この会場から退場していただく場合もありますので、ご注意ください。

それでは、公述に先立ち、本日の公述の対象となる都市計画の原案について、総合計画課の担当から概要を説明させます。

【都市計画の案についての説明】

【事務局（山野補佐）】 東部大阪都市計画道路3・5・230－7号村野神宮寺線の廃止素案の概要についてご説明させていただきます。私は、大阪府都市整備部総合計画課施設計画グループ長の山野でございます。どうぞよろし

くお願いいたします。

まず、大阪府が現在進めております都市計画道路の見直しについてご説明させていただきます。本府では、今後予測される本格的な人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、より一層効率的な都市のマネジメントを行っていく必要があると考えております。

そのためには、将来の過度な財政上の負担を生じさせない、また、民間の土地利用に長期の権利制限を課さない、といった視点から都市計画道路の見直しを行うことが重要であると考え、都市計画決定後、事業着手されていないすべての都市計画道路について、交通処理機能や交通安全機能、防災機能などの計画の必要性に加え、30年程度の期間内に事業着手できるか否か等、事業実施の実現性といった観点から評価する「都市計画道路見直しの基本方針」を平成23年3月に策定しております。今回の変更素案は、この基本方針に基づいて評価を行ったものでございます。

それでは、今回廃止を予定しております都市計画道路村野神宮寺線についてご説明させていただきます。本路線は、交野市域において、枚方市界から第二京阪道路までの、延長約2,260メートル、幅員14メートル、2車線で、昭和43年に計画決定されたもので、一部区間が府道枚方大和郡山線と重複しております。

本路線の枚方市界から府道枚方交野寝屋川線までの区間は計画幅員で整備されており、また、市道幾野春日線から府道交野久御山線までの区間は一部未整備区間があり、今後計画幅員による整備を予定していることから、存続と評価しています。

今回、府道枚方交野寝屋川線から市道幾野春日線までの延長約920メートルの区間及び府道交野久御山線から第二京阪道路までの延長約400メートルの区間について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて各々評価を行った結果、現道の府道枚方大和郡山線で交通処理が可能であることから、本路線による交通処理機能の必要性は低いものと考えております。

また、本路線の当該区間は、歩道が未整備の区間もあり、交通安全機能の必要性はありますが、今後、都市計画事業による拡幅を予定していないことから、事業の実現性は低いものと考えております。このため、村野神宮寺線の当該区

間について、都市計画を廃止しようとするものであります。以上が、都市計画変更素案の概要でございます。

[公述人による公述]

【議長（高階参事）】 それでは、ただ今から公述を始めていただきます。番号「1番」の方は、前の公述人席までお越しく下さい。それでは、公述を始めてください。

【公述人A】 高い席から誠に失礼いたします。私は、Aと申します。交野に参りまして40年以上になりますが、その40年の間に、この道路が広くなるということは、最初から聞いておりましたので、まだか、まだかという気持ちで今まで来たわけでございます。

今回、廃止ということで、非常に残念に思い、凶らずもこうしてこの席に出席させていただくことになったわけでございます。事前に、大阪府に提出させていただいております意見書をもう一度確認の上、皆様方にもいくらかご理解いただければ非常に有難いと思っておりますので、今から申し上げたいと思っております。

元々、港区にいたわけですが、これも大阪市の都市計画で港区の夕風に一時移っていました。公害問題がまだ世間で今ほど広く行きわたっていなかった40数年前に、大阪市の都市計画で夕風に移転をさせられた上、道路一つ隔てて大阪市営住宅ができました。

そのために公害問題が起こり、その際大阪府の公害課のご指導により、現在の交野市幾野六丁目、この道路を利用する場所において40数年間、我々は頑張ってきたわけです。

この道路は、最初は地道でしたが、その後、舗装されて、やれやれと思ったのですが、あに凶らんや、今回中止ということで、これは是非何とか我々の意見だけでも述べておきたいと思ひまして、出席させていただきました。

初めに確認なのですが、これはあくまでも中止であるのか、延期で今後何かの事情があれば、また計画通りにされるのか、その点を一つ確認しておきたいと思うのですが、恐らく中止だろうと思ひますけれども、もしそういう可能性があるのであれば、また、ご説明いただきたいと思ひます。

大阪府の公害課から40数年前にご指導いただいて、現在の場所に移りました。工場地域として、枚方市とその当時の交野町、現在の交野市が、都市計画を大阪府に出されて、そして、幾野五丁目、六丁目のあたりは工場地域として現在あるわけですが、この道路につきましては、非常に工場が多く集まっております関係上、大型トラックや中型のトラックが非常に多くなっております。

しかも、第二京阪道路ができて、そのアクセス道路として、京都方面に向かっての入口と京都からの出口がこの道路を通って第二京阪道路につながるというような重要な形になっております。

この道路には、車が多くなったという目安のもとに、既に2軒のコンビニエンスストアができております。コンビニエンスストアができますと昼食時には、大・中・小のトラックなど多くの車が、駐車場を利用して食事をするということで、非常に車の量が多くなっております。

しかも、この道路は、既に、倉治から我々のほうに向かって、半分ぐらいは既に拡張工事が終わっております。ところが我々から見ましたら、倉治の周囲が田んぼであるようなところから先に工事がされました。計画を実行される順序として、やりやすいところから工事をされたのは、理解できないこともないわけですが、今から考えてみますと、必要性のあるところが、今回中止になっています。

倉治に向かって現在工事が完了しているところは、民家がぼちぼち建ち始めていますけれども、まだまだ十分余裕のあるところから先に工事をされたということです。我々から言えば、逆に我々のところから先に拡張工事をしていただくことが、本来の目的を実行することになるのではないかという感を持ったわけでございます。

現在拡張が中止されたこの地域を見ますと、全然、歩行者のための歩道がございません。片側が大型のトラックでしたら、大きな車でなくても反対側の車は、横に寄せて通り過ぎるのを待ってから通るという交差の仕方になります。そういうところを今回中止されるということは、ますます我々にとって不便な道路になります。

したがって、あまり利用されていないところ、あまり必要性のないところが既に完了していて、是非とも道路を拡げてもらわなければ不便だということ

が後回しになったというところで、その地域にいる者としては、全くやり方が逆だなというような見方をしていたわけでございます。

ただ、予算の関係上、そういうようになったのだろうと、無理矢理に自分自身にも納得をさせていたわけですが、今回の中止ということで非常に残念に思います。

この道路拡張が、直接関係があったかどうかは別としても、もう2人の若い学生の犠牲者が出ております。そういうことがないようにするために、今後、各道路にできるだけ歩道をつけるように、是非お願いしたいと思います。

最後になりますが、現在まだ工事がなされていない場所の建物、工場、それ以外の建物を見ましても、全部、都市計画によって道路が拡げられるということが、前もって説明があったのだろうと、我々は想像するわけなのですが、必ずそういうところは控えておられます。道路の拡張分かどうかはわかりませんが、なぜ、そのように下がって建物を建てなければならないのかなと思うほど、ほとんどの事業所が、場所を提供すべくそのような状態でおられます。

ただ、それは自分の敷地ですから、用を達するための使用ということは、現在もやっておられます。しかしながら、それがいざという時にはいつでも提供できるように、道路ができるように準備をしておられるわけで、どうかそういう点も、そういう方々のためにも、是非この計画はできれば変更をお願いしたいと思って、本日恥を忍んで我々出てきたわけでございます。

どうかその点ご理解願いたいと、少しでもご考慮いただければ有難いと思います。私も、もう80歳がやがてまいります。何か地域のために、最後の勤めをしたいと思う気持ちから、こうして参じたわけでございます。どうかその点ご理解いただきたいと思いますというわけでございます。本日はどうもありがとうございました。

〔閉会〕

【議長（高階参事）】 ありがとうございます。以上で公述の申出がありました公述人の発言はすべて終了いたしました。

なお、今後の手続きについて申し上げます。まず、この公聴会で公述をしていただいた内容は、速記により記録としてまとめます。そして本日の公述内容を踏まえた上で、再度関係機関等との協議・調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。都市計画の案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方を公開し、大阪府のホームページにも掲載することとしております。この縦覧は都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に関係市町村の住民及び利害関係人は大阪府に対し、都市計画の案に対する意見書を提出することができます。

この縦覧の手続を経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、その際におきましても、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方を資料として提出いたします。

また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨も併せて審議会の資料として提出することになります。この都市計画審議会の議事を経て、都市計画の案が承認された後、都市計画が正式に決定されることとなりますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しいところ貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。また、会場の皆様方には都市計画公聴会へお越しいただき、ありがとうございました。これをもちまして、平成25年度第7回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。